

災害時における木造仮設住宅の供給体制に関する研究

代表 江口 亨 （横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授）

〔研究報告要旨〕

本研究では、東日本大震災により福島県に建設された木造仮設住宅のうち、福島県建設業協会と三春町復興住宅つくる会によるもの、紀伊半島大水害により奈良県十津川村・野迫川村に建設されたもの、九州北部豪雨により熊本県阿蘇市に建設されたもの、計3つの県を対象として調査した。それぞれの木造仮設住宅について災害発生後から完成までの供給プロセスを検証し、より短い期間で供給するために解決すべき課題を明らかにした。

まず災害発生から被災者の入居までの期間を短縮する要素には、事前の地場建設事業者との災害協定が挙げられる。災害発生前に地場建設事業者との災害協定が締結されていた熊本県阿蘇市の事例では、災害発生前に災害協定がなかった奈良県十津川村、野迫川村の事例と比べて、木造仮設住宅の建設事業者決定に日数を必要としなかった。

一方、着工までに日数を要した原因として、標準仕様・プランまで準備がされていなかったことが挙げられる。ただし、標準仕様・プランがあるプレハブ建築協会（以下、プレ協）による鉄骨造の仮設住宅と比べて、断熱性能や遮音性能、バリアフリー仕様などの入居者の居住環境の向上のための工夫が図られており、標準仕様・プランの制限がなかったことが結果として有効に働いた。

全体の工期に関しては、供給戸数が多いほどプレ協のほうが地場建設事業者より短かった。ただし、奈良県十津川村・野迫川村、熊本県阿蘇市の事例では、供給戸数が少なかったことや地場建設事業者の工期短縮のための取組みや、工務店同士の協力体制によってプレ協による仮設住宅とほぼ同じ工期で建設された。

より大規模な災害で多くの戸数が要請された場合、工務店による資材や人材調達は難しくなることが想定される。今後の木造仮設住宅供給のためには災害前の協定だけでなく、安定した資材や人材の供給体制の整備について検討すべきである。